

JIS

舟艇－パーソナルウォータークラフト（PWC） －構造及びシステム搭載時の要求事項

JIS F 1030 : 2010
(ISO 13590 : 2003)
(JSTRA)

平成 22 年 9 月 30 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	鈴 木 富 雄	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	大 橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟
	大 山 永 昭	東京工業大学
	小 野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	河 村 真紀子	主婦連合会
	窪 塚 孝 夫	社団法人自動車技術会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 護 史	財団法人日本船舶技術研究協会
	田 中 信 義	キャノン株式会社
	東 郷 洋 一	財団法人日本規格協会
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中 西 英 夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	長谷川 英 一	社団法人電子情報技術産業協会
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学名誉教授
	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 11.3.24 改正：平成 22.9.30

官 報 公 示：平成 22.9.30

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 製造者銘板	3
4.1 一般要求事項	3
4.2 表示情報	4
5 燃料装置	4
5.1 一般	4
5.2 燃料タンク	4
5.3 燃料タンクの取付け	6
5.4 燃料タンク給油装置	6
5.5 燃料ポンプ	6
5.6 気化器	6
5.7 燃料止め弁	6
5.8 燃料フィルタ及びストレーナ	6
5.9 スパッド、配管及びホース接続金具	7
5.10 クリップ、ストラップ及びホースクランプ	7
5.11 金属燃料管	7
5.12 プラグ及び接続金具	7
5.13 ベント並びに燃料分配ホース及び継手	7
5.14 接地	7
5.15 火災試験	7
5.16 燃料ホースの仕様	8
6 電気装置	9
6.1 除外	9
6.2 導線の種類、寸法及び識別	9
6.3 導線の支持及び保護	10
6.4 周囲可燃性ガスからの引火防止	11
6.5 過電流保護	11
6.6 導線の末端処理	12
6.7 蓄電池	13
6.8 点火装置の二次回路	13
7 換気	13
8 船体構造試験	14

	ページ
8.1 落下試験	14
8.2 試験実施	14
8.3 判定基準	14
9 浮力試験	14
9.1 一般	14
9.2 試験条件	14
9.3 試験手順	15
9.4 適合レベル	15
9.5 浮力材	15
10 操だ装置に対する試験	16
10.1 一般	16
10.2 軸荷重試験	16
10.3 接線力試験	16
10.4 疲労試験	16
10.5 衝撃試験	16
11 復原性	17
12 再乗艇の手段	17
13 えい航	18
14 オフスロットル状態における操だ特性情報	18
15 オーナ用マニュアル	18
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS F 1030:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

白 紙

舟艇—パーソナルウォータークラフト (PWC) — 構造及びシステム搭載時の要求事項

Small craft—Personal watercraft— Construction and system installation requirements

序文

この規格は、2003年に第2版として発行された **ISO 13590** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

1 適用範囲

この規格は、**3.1** に定義するパーソナルウォータークラフト (PWC) にかかわる製造者銘板の製作及び設置、恒久的に設置された燃料装置、電気装置、操だ (舵) 装置、換気、船体構造及び浮揚並びに復原性に対する要求事項、乾げん (舷) 及びオーナー用マニュアルについて規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 13590:2003, Small craft—Personal watercraft—Construction and system installation requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している” ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版 (追補を含む。) は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS F 0102 舟艇—オーナー用マニュアル

注記 対応国際規格：**ISO 10240:2004**, Small craft—Owner's manual (IDT)

JIS F 1039 舟艇—低電圧直流電気装置

注記 対応国際規格：**ISO 10133:2000**, Small craft—Electrical systems—Extra-low-voltage d.c. installations (MOD)

JIS F 7150 舟艇—非耐火性燃料ホース

注記 対応国際規格：**ISO 8469:2006**, Small craft—Non-fire-resistant fuel hoses (MOD)

JIS F 7151 舟艇—耐火性燃料ホース

注記 対応国際規格：**ISO 7840:2004**, Small craft—Fire-resistant fuel hoses (MOD)

JIS K 6258 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐液性の求め方

注記 対応国際規格：**ISO 1817:1999**, Rubber, vulcanized—Determination of the effect of liquids (MOD)